

令和8年8月版

ずっと、世田谷。

Z u t t o , S e t a g a y a

～定住応援・住み替え応援事業～



—「世田谷に住み続けたい。」その気持ちを応援します！—

世田谷区都市整備政策部居住支援課
世田谷区世田谷4-21-27

【お問い合わせ】
世田谷区補助金受付窓口
☎5432-2260 FAX5432-3039

区ホームページ



定住応援事業・住み替え応援事業について

地域の活力の維持・向上を図ることを目的として、子育て世帯や若者夫婦世帯における、住宅の取得や民間賃貸住宅への住み替えなど、ライフステージの変化に応じた希望する暮らし方の実現を応援するため「定住応援事業」「住み替え応援事業」を実施しています。

定住応援事業・・・区内に居住する子育て世帯または若者夫婦世帯が、**建築・購入により区内の住宅を取得**し、転居した場合、定住応援金**(30万円及びせたがや Pay10 万ポイント)**を交付します。

住み替え応援事業・・・区内に居住する子育て世帯または若者夫婦世帯が、**区内の民間賃貸住宅に**転居した場合、住み替え応援金**(せたがや Pay10 万ポイント)**を交付します。

「定住応援事業」「住み替え応援事業」ともに、**多世代近居・同居応援事業** (リンクあり) との併用が可能です。
「定住応援事業」と「多世代近居・同居応援事業」を併用した場合、**最大で 70 万円相当の応援金**
「住み替え応援事業」と「多世代近居・同居応援事業」を併用した場合、**最大で 40 万円相当の応援金**となります。

対象となる子育て世帯・若者夫婦世帯

以下のいずれかに該当する世帯が対象となります。

子育て世帯・・・転居した日(※1)において、6歳未満の子(6歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある子)を養育している世帯(ひとり親世帯を含む)のことをいいます。また、6歳以下の子を養育していない場合でも、申請日時点で、妊娠中で母子健康手帳が交付されている場合を含みます。

若者夫婦世帯・・・転居した日(※1)において、夫婦のいずれかが39歳以下である夫婦のみの世帯が対象となります。また、転居した日(※1)に、夫婦でない場合でも、申請日時点で、夫婦となっている場合は対象となります。

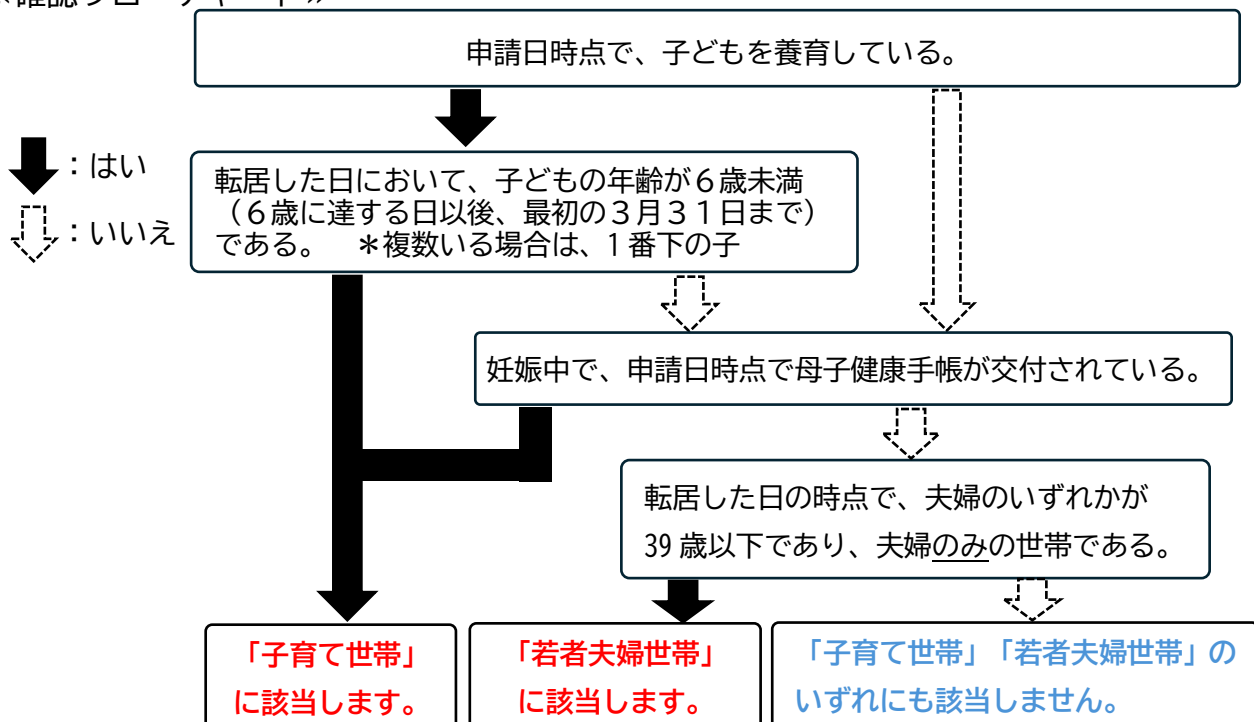
上記に該当する世帯のうち、転居した日において、申請者世帯の夫婦のうち、いずれかが、引き続き以下の期間、世田谷区内に住所を有し、現に居住していることが要件となります。

○定住応援事業：**5年以上** ○住み替え応援事業：**1年以上**

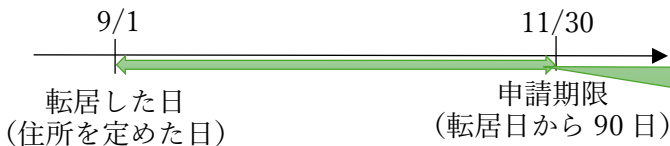
※1 住民票の写しに記載されている「住所を定めた年月日」の日付時点をいいます。

本事業における夫婦とは、住民票の写しに記載される続柄において、「世帯主」と世帯主との続柄が「夫」または「妻」と記載のある方(未届を含みます)、または世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書の交付を受けた関係にある方をいいます。そのため、子育て世帯・若者夫婦世帯いずれも、事実婚や同性パートナーの世帯も対象となります。

《確認フローチャート》



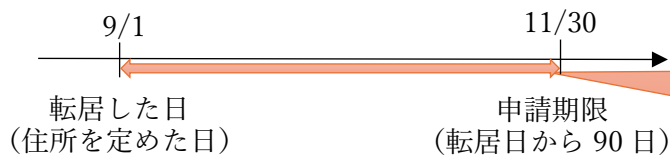
例：転居した日（9月1日）において、妊娠中だが母子健康手帳が交付されていない場合



9月1日時点で、未就学児がおらず、妊娠中の場合この期間に、母子健康手帳が交付された際は「子育て世帯」として申請することが可

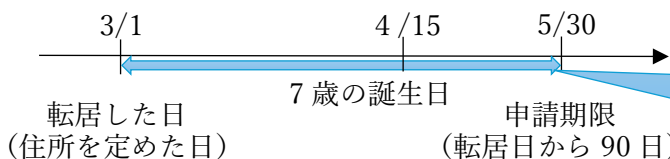
※母子健康手帳の交付が間に合わない場合でも、9月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下であれば若者夫婦世帯として申請可

例：転居した日（9月1日）において、夫婦でない（結婚予定の）場合



9月1日時点で、「夫婦のいずれかが39歳以下」の場合にこの期間に、夫婦となった場合は「若者夫婦世帯」として申請することが可

例：転居した日（3月1日）において、6歳のお子さん（4月15日生まれ）がいる場合



転居した日の時点で、子どもの年齢が6歳未満（6歳に達する日以後、最初の3月31日まで）であるため、「子育て世帯」として5月30日までに申請可

応援金交付の要件

以下の全ての要件を満たし、転居した日（住民票上の住所を定めた日）から90日以内に申請することが必要です。
なお、申請内容の不備や提出書類の不足があった場合も含めて、住民票上の住所を定めた日から90日以内に、ご提出いただく必要がありますので、余裕をもって申請してください。

共通内容	
☐	「対象となる子育て世帯・若者夫婦世帯」に該当し、住民票上の「世帯主」が夫婦のいずれかであること。（ひとり親世帯の場合は、6歳未満の子の親が住民票上の「世帯主」であること。）
☐	申請者世帯の全員（18歳未満の者を除く）が、住民税を滞納していないこと。
☐	申請者世帯の全員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていないこと。
☐	申請者世帯の全員が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けていないこと。
☐	申請者世帯の全員が、暴力団員または暴力団関係者でないこと。
☐	申請者世帯に外国人がいる場合、在留資格を有していること。
☐	同じ応援金の交付を受けたことがある世帯でないこと。（定住応援、住み替え応援それぞれ1回まで）
☐	転居した日から起算して5年以上、区内に居住する意思があること。
☐	区内に所在する住宅で、申請者世帯の居住を目的としたものであること。
☐	建築基準法に規定する新耐震基準（昭和56年6月施行）に適合または同等の耐震性能を有していること。（新耐震基準による耐震補強が施された場合も含みます。）

世帯関係

住宅関係

定住応援		住み替え応援	
☐	転居した日において、申請者世帯の夫婦のうち、いずれかが、引き続き <u>5年以上</u> 世田谷区内に住所を有し、現に居住していること。	転居した日において、申請者世帯の夫婦のうち、いずれかが、引き続き <u>1年以上</u> 世田谷区内に住所を有し、現に居住していること。	世帯関係
☐	申請者世帯の夫婦のいずれか1人以上が、 <u>売買契約または建築工事請負契約を締結した住宅</u> であること。（※2）	申請者世帯の夫婦いずれか1人以上が、 <u>賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅</u> であること。（※2）	住宅関係
☐	住宅の用に供する部分の占有面積が、 <u>50㎡以上</u> であること。	住宅の用に供する部分の占有面積が、 <u>最低居住面積水準の算出計算式により算出した面積以上</u> であること。	

本事業は、地域の活力の維持・向上を図ることを目的としているため、申請者世帯の夫婦のうちいずれか1人以上が、地域活動団体や地域活動への参加意向があることを確認します。（※3）

※2 売買契約や建築工事請負契約、賃貸借契約については、**令和8年4月1日以降に契約を締結していることが要件**となります。また、法人名義で契約した住宅は対象外です。
定住応援事業において、注文住宅を建てられた方は建築工事請負契約、建売住宅やマンション等を購入された方は売買契約の締結日が基準となります。
住み替え応援事業においては、契約期間の開始日ではなく、賃貸借契約の締結日が基準となります。
また、公的住宅（都営・区営等）、社宅や寮などの給与住宅、契約期間が1年未満の短期間の滞在を目的とした住宅等は対象外です。公社住宅・UR賃貸住宅は対象です。

※3 「町会・自治会」「地区社会福祉協議会」「赤十字奉仕団」「消防団」等への加入や活動への参加のほか、「ボランティア活動」「スポーツ活動」「教育・文化・芸術活動」などへの参加意向を確認します。ただし「スポーツ活動」や「教育・文化・芸術活動」において、個人で行う趣味の活動（個人でスポーツジムに通う、〇〇教室に通うなど）は対象外です。
「スポーツ活動」の例として、地域スポーツチームでの活動（少年野球チームのコーチなど）や総合型地域スポーツクラブでの活動など、「教育・文化・芸術活動」の例として、PTA活動や地域イベントの運営委員会としての活動などがあげられます。

（参考・最低居住面積水準の算出計算式について）

世帯人数	住宅の用に供する部分の専有面積 ※ 専有面積は壁芯の面積として計算します。
2人	30㎡
3人以上	$(10\text{㎡} \times \text{世帯人数}) + 10\text{㎡}$ ※ 実際の人数（住民票上の人数）ではなく、以下の区分に応じて人数を算出 0歳～2歳・・・住民票上の人数×0.25 3歳～5歳・・・住民票上の人数×0.5 6歳～9歳・・・住民票上の人数×0.75 10歳以上・・・住民票上の人数×1 ⇒算出した人数が2人に満たない場合は「2人」とします。 ⇒算出した人数が4人を超える場合は、計算した面積から5%を控除します。

<計算例> 夫婦ともに33歳、4歳のお子さん1人、2歳のお子さん1人の4人世帯の場合

(1) 世帯人数の計算

$$(10\text{歳以上}) 2\text{人} \times 1 = \underline{2} \quad (3\sim 5\text{歳}) 1\text{人} \times 0.5 = \underline{0.5} \quad (0\sim 2\text{歳}) 1\text{人} \times 0.25 = \underline{0.25}$$

$$\rightarrow 2 + 0.5 + 0.25 = \underline{2.75} \cdots \text{ア}$$

(2) 最低居住面積の計算

$$(10\text{㎡} \times \underline{2.75}) + 10\text{㎡} = \underline{37.5\text{㎡}} \cdots \text{イ}$$

アの数字が4を超える場合はイの面積に、0.95を掛けます。

申請に必要な書類

必要書類	内容・注意事項 等
① 世田谷区子育て・若者夫婦世帯定住（または住み替え）応援金交付申請書	・ オンライン申請の場合は、申請書の内容を入力することになるため、申請書の作成が省略できます。 ・ 郵送で申請する場合は、区ホームページよりダウンロードしてください。
② 住民票の写し	・ 世帯主との「続柄」の記載があるもの。 ・ 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。 ・ 外国籍の方は、国籍、特別永住者などの区分、在留資格、在留期間等の記載があるもの。
③ 母子健康手帳の写し ※該当者のみ	・ <u>未就学児がおらず、妊娠中の方がいる場合のみ提出してください。</u> ※母子健康手帳が交付されておらず、夫婦のいずれかが39歳以下である場合は、若者夫婦世帯として申請が可能ですので添付不要です。 ・ 表紙及び出生予定日の記載があるページの写しを提出してください。
④ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等 ※該当者のみ	・ 世田谷区パートナーシップ宣誓書受領証やファミリーシップ宣誓書受領証、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書を添付してください。
⑤ 「住民税納税証明書」または「住民税非課税証明書」 【注意!!】 「課税証明書」ではありません。	・ 18歳以上の方、全員の証明書が必要です。 ・ 発行から14日以内のもの。 【納税証明書の場合】 申請が4月～7月…前年度の納税証明書 申請が8月～3月…今年度の納税証明書 【非課税証明書の場合】 申請が4月～6月上旬…前年度の非課税証明書 申請が6月中旬以降…今年度の非課税証明書 ・ 納税証明書について、発行のタイミングや特別徴収（会社員の方など）の場合などにおいて、滞納がない場合でも、未納額や滞納額が記載されるケースがあります。 住民税は、6月から翌年5月までの12ヶ月で1年間としているため、例えば9月に納税証明書を発行した場合、翌年5月までに納税すべき額で納期を迎えていないものがあるため、未納額や滞納額の記載がされていても問題ありません。 ただし、審査の都合上、内容を確認させていただく場合や資料の追加提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
⑥ 転居先の住宅の契約書 （賃貸借契約書、売買契約書、建築工事請負契約書）	・ <u>所在地、契約者名義、契約者押印、契約日が確認できる</u>ページの写しを添付してください。 ・ 必ず契約書を添付してください。契約書以外の「引渡確認書」等は不可 ・ 定住応援事業の申請の場合、注文住宅を建てられた方は建築工事請負契約書、建売住宅やマンション等を購入された方は、売買契約書を添付してください。
⑦ 住宅の用に供する部分の占有面積が基準以上、確保されていることがわかる書類	・ 住宅の契約書に記載がある場合は、⑥との併用が可能です。 ・ 転入・転居後の住宅の面積を証明する書類
⑧ 新耐震設計基準に適合していることがわかる根拠資料	以下のA～Fのうちいずれかの書類を提出してください。 A 建築確認検査済証（検査済証がない場合は台帳記載事項証明書※） B 耐震基準適合証明書 C 住宅性能評価書 D 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証書 E 建物契約時の重要事項説明書（「建物の耐震診断の結果」の項目の耐震診断の有無の記載があり、新耐震基準に適合していることがわかること） F その他、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物または新耐震設計基準による耐震補強が施された建物であることが客観的に判断できる書類 ※台帳記載事項証明書は、建築調整課窓口または各総合支所街づくり課窓口にて発行可能です。詳しくは、区ホームページ（リンクあり。ページID 3782）をご覧ください。 ＊「登記簿謄本」や「登記事項証明書」、「住宅の契約書等にある建築（新築）年月日の記載」等は、新耐震基準に適合している証明とはなりません。
⑨ アンケート	・ オンライン申請の場合は、フォーム上で回答をしていただくことになるため、添付は不要です。 ・ 郵送で申請する場合は、アンケート用紙を区ホームページよりダウンロードしてください。
⑩ （定住応援の場合のみ） 応援金振込口座の情報がわかるもの	・ 応援金の振込が確実に行えるよう、口座番号等が確認できる「キャッシュカードのコピー」等を提出してください。 ・ 提出（添付）は、任意です。

Q & A

Q. 申請はどのように行えばいいですか。

A. オンライン申請がおすすめです。オンライン申請では、申請書の作成が不要で、必要書類もスマートフォンで写真撮影いただいたもの等、データでの提出が可能ですので、住民票の写し等を余分に発行いただく必要がありません。また、申請状況の確認やせたがや Pay のポイントの受取りに関するご案内もメールでお送りすることが可能となります。

郵送等で申請いただくことも可能ですが、書類の不足等があった場合に、再度郵送いただく必要があり、審査や応援金の受取りまで時間がかかる場合がございます。なお郵送料は、申請者のご負担となります。

Q. 現在は区外に住んでいますが、結婚を予定しており、配偶者となる予定の者が世田谷区内に住んでいます。世田谷区内の住宅に引越しをして、一緒に住みたいと考えていますが、対象となりますか。

A. 引越し先へ住所を定めた日の時点で、配偶者となる予定の方が区内に（定住応援であれば5年以上、住み替え応援であれば1年以上）居住していれば、対象となります。その場合、申請日までに夫婦となっていることが必要となります。（「対象となる子育て世帯・若者夫婦世帯」を参照）

Q. 定住応援事業の申請を考えていますが、現在、世田谷区に3年間程度住んでいます。その前は、区外に住んでいたのですが、区外に住む前は、子どものころから世田谷区に住み続けていました。過去の在住歴を通算して、「5年以上、居住している」と認められますか。

A. 過去の在住歴は通算できません。「転居した日において、申請者世帯の夫婦のうち、いずれかが、引き続き5年以上（住み替え応援事業は引き続き1年以上）世田谷区内に住所を有し、現に居住していること。」が居住要件となります。

Q. 出生予定の子がいる（母子健康手帳が交付済の）場合、申請書の記載はどのように行えばいいですか。

A. 世帯構成を記載いただく箇所の氏名欄は「出生予定の子」、続柄欄は「子」、生年月日欄に出産予定日、満年齢欄は「0」と記載してください。

Q. 世帯員によって転居時期が異なる場合でも、対象となりますか。

A. 先に転居をした方が住民票上の住所を定めた日から90日以内に、他の方も引越しを終え、住民票上の住所を定めた場合は、申請可能です。

【例】夫婦2人世帯の場合で

（1）妻が先に転居（住民票上の住所を定めた日が令和8年9月1日）

（2）夫が後から転居（住民票上の住所を定めた日が令和8年11月1日）

→先に転居をした、令和8年9月1日から90日以内である令和8年11月30日までに2名分の記載がある住民票の写しを添付いただき、申請可能

*この場合において、夫が令和8年12月1日以後に転居した（住民票上の住所を定めた）場合、対象外

Q. 引越し先の住宅が、勤務先の会社の社宅でも応援金の交付を受けることができますか。

A. 社宅（借り上げ社宅含む）や寮、官舎等への引越しの場合は、対象外となります。

Q. 区営住宅や都営住宅への引越しは対象になりますか。

A. 区営・区立住宅、せたがやの家、都営住宅への引越しは対象外となります。

※都民住宅、東京都住宅供給公社（JKK 東京）の公社住宅、UR 賃貸住宅は対象です。

Q. せたがや Pay の10万ポイントの有効期限はどのくらいありますか。

A. 有効期限は、1年程度となります。有効期限は、予め決められておりますので、ご案内があった際は、お早めに受取り処理をしていただくようお願いいたします。理由を問わず、有効期限の延長や再交付はできませんので、ご了承ください。

Q. 応援金の入金まで、どの程度の期間がかかりますか。

A. 早い場合で、申請いただいた翌月の下旬頃の入金となります。なお、申請のタイミングによっては、2ヶ月後の入金となる場合もございます。個別の事情に応じて、入金を早めることなどはできませんので、ご了承ください。せたがや Pay ポイントのご案内についても同様です。

その他

1. 本応援金は課税対象であり、確定申告が必要となる場合があります。

（申告方法等は、税務署へお問合せください。）

2. 転居をした日から5年間程度、住民基本台帳により、居住状況の確認をすることがあります。

また、本事業や住宅施策に関するアンケートを実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。